平成２３年（再イ）第２３号
香川県高松市屋島西町682番地14
再生債務者　小河　友美
1　決議に付する再生計画案　平成24年１月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月21日まで
平成24年２月22日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（再イ）第８０号
熊本県菊池郡大津町大字大津1949番地９
再生債務者　幸　　隆
1　決議に付する再生計画案　平成24年１月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月21日まで
平成24年２月21日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再イ）第８２号
熊本市新大江１丁目14番10―105号
再生債務者　杉　　正明
1　決議に付する再生計画案　平成24年２月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月21日まで
平成24年２月22日
熊本地方裁判所民事第１部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２１年（再イ）第３０号
川崎市川崎区東門前１丁目12番３号　伊藤ハイム102
再生債務者　桑田　崇穂
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年９月11日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年２月22日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１号
島根県出雲市灘分町1307番地７
再生債務者　阿川　晃司
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月21日まで
4　一般異議申述期間　平成24年４月４日から平成24年４月18日まで
松江地方裁判所出雲支部民事部

平成２３年（再ロ）第５号
香川県仲多度郡琴平町五條764番地
再生債務者　大西　　東
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月21日まで
4　一般異議申述期間　平成24年４月４日から平成24年４月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（再ロ）第１号
京都市南区久世殿城町200番地18
再生債務者　伊藤　孝悟
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月23日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月27日から平成24年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第３号
神奈川県三浦郡葉山町長柄1460番地の16
再生債務者　宇佐見　良
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年３月13日まで
平成24年２月21日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（再ロ）第５号
神奈川県平塚市南金目1440番地の１
再生債務者　池田　　敦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年３月14日まで
平成24年２月22日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２３年（再ロ）第７号
神奈川県厚木市三田南３丁目15番33号
再生債務者　鈴木　利明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年３月14日まで
平成24年２月22日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第５号
新潟県長岡市中沢３丁目58番地６
再生債務者　江本　優志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年２月22日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２３年（再ロ）第１０号
青森県むつ市美里町２番６号　東北電力美里アパート146号
再生債務者　皆野　玲子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年２月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年２月22日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再ロ）第１９号
大阪府富田林市金剛伏山台８番15号
再生債務者　北野　良和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年２月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年２月21日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第４号
香川県丸亀市飯山町東坂元212番地３
再生債務者　吉井　孝仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年２月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年２月22日　高松地方裁判所丸亀支部

保険料の前納払込みに係る保険料の払込みの時期等を定める公告

経過措置に関する簡易生命保険約款第39条第５項、第47条第５項及び第59条第５項、終身保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第51条第５項、定期保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第41条第４項、養老保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第50条第５項、学資保険及び育英年金付学資保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第60条第６項、夫婦保険簡易生命保険約款第11条第２項及び第46条第５項、終身年金保険簡易生命保険約款第12条第２項及び第50条第５項、定期年金保険簡易生命保険約款第12条第２項及び第35条第４項、夫婦年金保険簡易生命保険約款第10条第２項及び第39条第５項、終身年金保険付終身保険簡易生命保険約款第13条第２項及び第53条第６項、夫婦年金保険付夫婦保険簡易生命保険約款第11条第２項及び第53条第６項、簡易生命保険特約簡易生命保険約款第11条第２項及び第60条第４項、財形貯蓄保険簡易生命保険約款第33条第４項、財形終身年金保険簡易生命保険約款第34条第４項、確定拠出終身年金保険簡易生命保険約款第16条第４項並びに口座払込みに関する簡易生命保険約款第２条第３項に規定する保険料の払込みの時期、年ごとの効力発生応当日の到来の時期、保険期間の満了する日の到来の時期、特約保険料の払込みの時期及び特約の保険期間の満了する日の到来の時期を次のとおり定めたので、平成24年４月１日から施行します。
平成24年３月１日
独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
理事長　浦野　道郎
平成24年４月１日から平成25年３月31日まで